

特集 ポジティブリスト制施行による農薬飛散防止技術

1 ポジティブリスト制施行による農薬飛散防止技術

目的

食品衛生法の改正に伴うポジティブリスト制度の施行により、農薬の飛散（ドリフト）防止が急務である。そこで、ドリフトの実態を明らかにし防除対策技術を確立する。

背景

2006年5月29日に食品中に残留する農薬等（農薬、動物医薬品、食品添加物を規制するポジティブリスト制度が施行された。残留基準値が設定されていない農薬等が一定量（0.01ppm）以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度で、極めて低い一律基準が設定された。

これまでの規制は、残留基準等が設定されている物質についてのみ監視されていた。このため設定されていない物質の残留量は監視の対象外であった

が、今回の改正はすべての残留物質を対象としている。この点が従来の規制を消極的な規制（ネガティブ）とするのに対して積極的な規制（ポジティブ）とするゆえんである。

今後の展望

自己の責任の範囲内で行う農薬散布は、使用基準を守ることで対応できるが、他作物への農薬飛散は使用基準を守ることだけでは対応できない。農薬飛散による事故を防ぐには、種々の飛散防止策を講じるとともに、広範囲の作物に登録のある薬剤を選ぶなど農薬の選定も重要な項目である。今回紹介している農薬飛散防止技術の結果を参考にして、農薬残留による事故のないようお願いしたい。

長田 靖之（農業技セ・病害虫防除部）
（問い合わせ先 電話：0790-47-1222）

2 ドリフトを防ぐための基本的対策

農薬を取り扱う際の基本姿勢を守る

日頃からは場内や周辺の病害虫発生状況を把握し、農薬の散布にあたっては表示ラベルに従って適正かつ安全に使用する。さらに、作業後は生産履歴を記録し保管する。

適切な農薬散布作業を励行する

風が強い時や散布対象作物から離れた位置からの散布、散布量が多いほどドリフトしやすい。したがって以下の点に注意して散布作業にあたる。

- (1) 風が弱い時に散布する（風速3m/秒以下）。
- (2) 散布対象農作物に対し、できるだけ近い位置から散布する。
- (3) 適正な圧力で散布する。
- (4) 農作物に合わせて最少限の散布量で散布する
- (5) 作業後はタンクやホースを洗浄する。

近接作物に配慮する

近接作物の収穫時期が近づくほど農薬残留リスクは高まる。また、近接作物の種類によっても農薬残留リスクが異なる。散布作業にあたっては近接作物の種類や収穫時期を確認し、農薬残留リスクが高い場合は散布時期の変更及び近隣作物にも適用できる剤やドリフトしにくい剤を選定する。

地域内で連携をとる

地域内で栽培される農作物の種類、収穫時期及び防除時期などについて生産者同士が情報を交換しあい、地域ぐるみでドリフトによる農薬残留リスク回避に努める。

補完的な対策

基本的対策に加え、緩衝地帯や障壁ネット（作物）の設置などの補完的対策を講じる。

榎本 拓司（普及部）
（問い合わせ先 電話：0790-47-2432）